

## 愛媛県中小企業家同友会・慶弔見舞い金規定

### 【目的】

#### 第1条

本規定は愛媛県中小企業家同友会（以後、当会という）の会員にかかわる慶弔見舞い金に関する事項を定めるものとする。

### 【慶弔】

#### 第2条

当会の会員が次表の左欄に掲げる慶弔事由に該当する場合には、同表右欄に掲げる金額を標準額とする。

| 左 欄        | 右 欄              |
|------------|------------------|
| 会員の結婚      | 10,000円          |
| 会員の子女誕生    | 10,000円          |
| 会員の死亡      | 別に花輪又は生花：20,000円 |
| 会員の父母死亡    | 別に花輪又は生花：10,000円 |
| 会員の配偶者死亡   | 別に花輪又は生花：10,000円 |
| 会員の子女死亡    | 別に花輪又は生花：10,000円 |
| 自宅または社屋の新築 | 10,000円          |

### 【見舞金】

#### 第3条

当会の会員が次表の左欄に掲げる疾病または災害に該当する場合には、同表右欄に掲げる金額を標準額とする。

| 左 欄            | 右 欄                        |
|----------------|----------------------------|
| 7日以上疾病入院       | 10,000円                    |
| 7日以上障害入院       | 10,000円                    |
| 自宅又は社屋の災害による損傷 | 半焼壊 10,000円<br>全焼壊 20,000円 |

### 【参列】

#### 第4条

第2条の左欄に掲げるものが死亡した場合には、葬儀に際し代表理事または、その代理の者が参列するものとする。

### 【例外規定】

#### 第5条

本規定に定めない慶弔見舞金に準ずべき事由が生じた場合には、代表理事の決定により慶弔見舞金を支給することができる。

### 【改正】

#### 第6条

本規定が社会通念または、一般常識に照らして著しく、かい離したことが認められる場合には、理事会の決定により変更することが出来る。

### 【付 則】

本規定は、1997年10月9日より施行する。